

令和7年5月11日

領事メール

件名

【大使館からのお知らせ】無許可のハッジ（大巡礼）やマッカ入域の罰則について

ポイント

サウジ内務省は、許可なくハッジ（大巡礼）を行った者や、マッカ（メッカ）市内又は聖域に入域を試みる者に対し、最高2万SAR（約80万円）の罰金を課す旨発表しました。

本文

1 5月2日、サウジ公安局は、4月29日から6月10日の間ハッジ（大巡礼）許可証又はハッジビザ保有者を除き、マッカ市内への入域及び滞在が禁止されている旨公式Xアカウントにて発表しました。

https://x.com/security_gov/status/1918388640419594479?ref_src=twsrc%5Egoogle%7Ctwcamp%5Eserp%7Ctwgr%5Etweet

2 同発表によると、許可なくハッジを行おうとする者や、マッカ市内又は聖域に入域を試みる者に最高2万SAR（約80万円）の罰金が課されることになっています。また、違法にハッジを行おうとする者は国外追放及び10年間のサウジアラビア入国禁止となる旨警告しています。

3 上記ハッジ期間に関わらず、イスラム教徒（ムスリム）でない方のマッカ市内への入域は認められておりません。

4 マッカ市内に入域を試みる者も罰金の対象となることから、マッカ市周辺に旅行する際には、同市に近づかないよう十分に注意が必要です。

このメールは、在留届にて届けられたメールアドレス及び「たびレジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。

（問い合わせ先）

在サウジアラビア日本国大使館領事班

TEL：011-488-1100

FAX：011-488-0189

E-mail：consular-sec@rd.mofa.go.jp

ホームページ：https://www.ksa.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

※「たびレジ」登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下のURLから停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

